

「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」についての東久留米市立図書館協議会の意見と教育委員会の見解

| 東久留米市立図書館協議会の意見 | 教育委員会の見解 |
|--|--|
| 1. 現行の図書館運営を適切と考えます | |
| <p>図書館協議会では、平成25年度に地区館に指定管理者が導入されて以来、毎年、図書館事業の評価を行ってきました。地区館への指定管理者導入にあたり、当時の図書館協議会は懸念を表明しましたが、利用者満足度評価をみると、地区館の運営は市民の支持を得ていると考えられ、図書館協議会の各年度の事業評価では、サービスの向上が図られたと評価しています。同時に、市が直営で運営する中央図書館では、専門的なサービスや選書、地域資料の収集や事業などにおいて向上が図られており、館長をはじめ、市職員の新しい図書館事業の方向性を示す指導力を評価しています。</p> <p>本年度第2回図書館協議会での議論では、教育長が中央図書館を含む全館に指定管理者の導入を目指したい、という個人見解を述べられたことに対し、地区館の成果は中央図書館のコントロールがあるからこそであり、中央図書館と地区館がそれぞれの役割の違いを認識し、責務を果たす中で、選書や図書館事業全体を市が責任ある体制で統括することができる現状の体制を維持すべきという意見が大勢を占めました。</p> <p>現行の中央図書館を直営で運営し、指定管理者が運営する地区館も含め全館を統括する運営体制は適切なものであり、継続を望みます。</p> | <p>本年度末をもって市の正規司書職員が全員退職となることを踏まえ、指定管理者を導入して、図書館運営を担いえる経営能力と専門性のある幹部人材はじめ図書館事業を担う人材を、民間から確保する必要があると考えます。</p> <p>指定管理者導入によって、中央図書館と3つの地区館を同一の事業者が一体的に運営できるようになります。</p> <p>市は、直営事業と図書館行政とともに、図書館設置者として指定管理者に対するモニタリングと指導を行うことによって、民間活力を活用しつつ行政の責任を果たしてまいります。</p> |
| 2. 「今後目指すべき図書館像」が確実に実現されることを望みます | |
| <p>第3回図書館協議会では、教育委員会から示された今後の図書館運営方針案について協議しました。図書館は、市の文化活動の維持・向上において非常に重要な役割を果たしており、市民の人生のサイクルの中で、いつでも利用できる図書館があり、市民のためにあり続けることも重要です。</p> <p>運営方針で示された「今後目指すべき図書館像」は、その実現の方向を示すものとなっており、確実な実現を望みます。</p> <p>市民にとって、学校教育と社会教育はいずれも重要です。市民の知的レベルを決定する要素が図書館の蔵書や図書館活動にはあります。教育委員会は、学校教育と同様に社会教育にも責任ある立場をとっていただきたいと思っております。</p> | <p>教育委員会は、市民の教養と文化の向上を図るため、市立図書館を地域の情報拠点として、市民生活、市政、地域づくりに役立つ図書館として運営し、市民が市立図書館において、従来からの図書館サービスに加え、「今後目指すべき図書館像」に掲げた新しい図書館サービスを受けることができるようにすることを図書館運営の基本的な考え方としています。</p> <p>教育委員会は、生涯学習社会の構築のため、児童生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力をつけ、生涯を通じて学び、支えあうことのできる地域社会を目指してまいります。</p> |

3. 図書館の選書は市民の文化の根幹であり、公明正大さを求めます

図書館の運営で重視しなければならないのは「選書」です。言論出版の自由、思想良心の自由、芸術文化の自由が日本の文化を支えています。図書館における選書は、その文化の根幹に関わることです。そのため、図書館の蔵書を決める選書には公明正大さが求められます。

また、選書のスキルは短い期間で習得できるものではありません。選書の公共性が継続できる、また市民の要望を受け止め、実際の選書やサービスを行いながら市として収集方針を決定し、維持していく体制が必要です。

選書と除籍の実務は実務は指定管理者に委ねる一方、市はその基準を示すとともに、資料購入や除籍に当たり最終確認し、また、定期的に評価を行います。評価に当たっては、学識経験者や市民代表を含む外部委員会を設置することを考えております。

4. 図書館長や図書館運営の要となる市職員の育成、配置を求めます

図書館の運営方針や収集方針など、図書館運営の要について、現場を分かった責任者が、市に対しても市民に対しても責任を持つことが非常に重要です。外部人材の調達ではなく、市職員が責任を持って図書館行政と図書館事業を統括すること、そのための人材育成と配置を継続することを求めます。

指定管理者導入後の市の役割を、直営業務、図書館行政及び指定管理者に対するモニタリングと指導に整理します。市は、これらに必要な管理体制を構築することとしており、このことを通じて図書館の現場を把握するとともに、図書館に関わる施策の立案などの図書館行政を行います。

5. 財政効果の少ない運営方法の変更には利点がないと考えます

今後の図書館の運営方針案では、財政健全化がうたわれていますが、指定管理者導入という運営方法の変更による経費削減効果は見受けられません。むしろ、増加の懸念さえあります。また、民間事業者の競争によるサービスの向上や経費の節減も、請負事業者の寡占化の現状ではその効果は望めないと考えます。

学習、心地よい居場所、仕事や就職のための勉強など、さまざまな図書館利用がありますが、図書館には文化の拠点という重要な役割があり、財政上の理由でスリム化するために運営方法を変えることは、教育委員会が取るべき道ではないのではないのでしょうか。

現行の運営方法で行う場合に比べ運営経費を抑えることができると試算しています。また、市が配置する正規職員を少なくすることができます。また、従来の基礎的サービスに加え、新しい図書館サービスを提供するため、これまでの図書館事業について、教育委員会事務局内に検討組織を設けて検証し、指定管理者に引き継ぐべき業務を精査します。

6. 中央図書館のさらなる発展を望みます

図書館協議会では、毎年度の事業評価を通して、中央図書館と地区館の役割の違いを認識した上で、双方が事業・運営を行い、活発な図書館活動を展開しており、統括する中央図書館が非常によく機能していると考えます。

さらに、中央図書館には、行政情報の提供や歴史的公文書保存の役割、地域資料の保存、情報リテラシー向上のための活動など、市でなければできない仕事、施策として充実してほしい事業があり、さらなる向上を望みます。

地域資料・行政資料関係は、指定管理者導入後も市直営で行います。歴史的公文書の扱いについては、現在市の内部で検討中です。今後目指すべき図書館像を実現するために、指定管理者導入の準備期間中に、市直営の体制の下で、子育て世代向け事業、学校支援事業、市民協働事業などを展開し、目指す図書館像の具体化を進めた上で、指定管理者に円滑に引き継ぐようにいたします。

7. 市民がつくった図書館を大事に発展させることを望みます

東久留米市立図書館は、団地の自治会文庫など市民の活動が発展してつくられた図書館です。図書館協議会の前身である東久留米市図書選定委員会、東久留米市図書館運営委員会は、行政と共に見学や勉強を重ね、中央図書館建設のために活動しました。小さな分館の時代から一貫して市民やボランティアと共につくる図書館として成長してきた歴史をもっています。

東久留米市民はつくりあげる力を持っており、子どもたちにも出来上がったものを与えられるのではなく、つくりあげる力を持ってほしいと願います。

これまでの市民協働の経験や経過を尊重しながら、準備期間を通じて市民協働の新たな形態を準備し、円滑な指定管理者導入を図る考えです。市民協働に対する姿勢や実績を評価して指定管理者を選定します。

8. 教育委員会の方針決定にあたっては、市民の意見や専門家の意見を聞き、市民にひらかれた検討過程を経て決定されることを望みます

教育委員会は、東久留米市の学校教育、生涯学習、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開する教育行政の合議制の執行機関です。教育委員会制度の意義として、①政治的中立性の確保、②継続性、安定性の確保、③地域住民の意向の反映があります。広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現するために、市民の意見を聞き、十分に検討して判断していただきたいと考えます。

図書館協議会の意見を聞くとともに、パブリックコメントを行って広く市民の意見を求めました。これらの意見の内容を検討し、その上で、教育委員会として図書館運営方針を決定いたしました。

添付資料について

Q 経費比較の額が現実（実績）から大きくかい離しているのはなぜですか？

○新たな図書館運営をどのような運営方法で行ったらよいかを検討するため、開館時間や業務内容について、現状のものではなく新たな図書館運営を想定し、同一条件で3つの運営方法の経費を比較しました。

○人件費については、運営方法別に、必要となる市の正規職員と図書館専門員の事務量を積算して所要人員を求め、それに理論上の給与単価を乗じています。理論上の給与単価を用いるのは、実際には配置される職員の年齢等によって給与が大きく異なるからです。

○指定管理料は消費税（8%）込みの額です。

Q 「指定管理料の見積額」を地区館の指定管理者だけに問い合わせたのはなぜですか？

○運営方法の違いによる経費を比較するに当たっては、現在の指定管理者による指定管理料見積りを用いています。これは、現在の指定管理者が当館の業務を熟知しているため、比較に当り最も適切な試算が行えると判断したためです。

○指定管理者を募集する際は、もちろん公募を行います。複数の事業者から提案を受け、競争の中で指定管理者を選定することになります。

| | |
|--|--|
| <p>図書館協議会委員から教育委員会との懇談の場を持つよう求められ、教育長が教育委員会に諮らず断ったことについて「法的に問題はない」とする文部科学省への照会文書を配布した件について</p> <p>Q どのような趣旨で照会文書を配布したのですか？</p> | <p>○平成28年7月8日の図書館協議会で教育長が①私見を述べたこと、②図書館協議会委員からの教育委員会との懇談の求めに教育長が断ったことの2点に関して、10月3日の教育委員会において、教育委員の間で議論がありました。その中で法的な問題を指摘する発言がありましたので、この2点に関して法的な問題はあるのか教育長が文部科学省に照会しました。</p> <p>○法的な問題を指摘する発言が多数の傍聴者の前で、公開の教育委員会の中でなされたことから、法的な問題はないとの文部科学省の照会結果を、10月27日の教育委員会で報告しました。</p> |
| <p>Q 公文書館構想など近い未来に図書館が担う働きについての議論が全くされていないのではないですか？</p> | <p>○公文書の管理については、市長部局が所管しています。歴史的公文書の管理のあり方についても、市長部局が中心となり、教育委員会も協力しながら現在検討を行っているところです。このため、運営方針では、新しい図書館運営で解決すべき課題の一つとして、「歴史的公文書保存の検討」を挙げています。</p> |
| <p>Q 「第二次図書館のあり方に関する検討委員会報告」の検討委員会は教育委員会内の事務方幹部をメンバーとする委員会であり、その報告内容を金科玉条のように扱うことは「自作自演」ではないですか？</p> | <p>○第2次図書館のあり方検討委員会が報告した</p> <p>① 平成25年度から地区館に指定管理者を導入したことについての検証をはじめとする市立図書館の現状分析</p> <p>② 新しい図書館の役割として掲げた6つの図書館像（「市民の課題解決に役立つ図書館」「市政やまちづくりを支援する図書館」など）</p> <p>③ 今後の運営方法の提案に当り、現行業務を「市が行う必要のある業務」「市が行うことに効果のある業務」等に分類整理した上で、「中央図書館にも民間活力を導入することは望ましい」としたこと</p> <p>については、教育委員会として了承し踏襲しました。</p> <p>○検討委員会報告は、民間活力導入の手法として、指定管理者と業務委託の2つを挙げ、「両者とも一長一短があり、どちらを採用するかについて、今後、さらに検討する必要がある」としており、教育委員会はこの提起を受け継ぎ、検討を重ねて運営方針をまとめました。</p> |